

税理士法に関する

改正要望

税理士の使命(税理士法第1条)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士制度は、その淵源である税務代理士法の制定(昭和17年)から80年の歴史と伝統を持ち、我が国の財政及び経済社会にとって重要な役割を担っています。

現在、約8万人の税理士を擁し、国民の間に定着した、なくてはならない重要な制度です。

今般の税理士法改正は、経済社会の構造変化に対応して税理士の業務を進化させ、税理士法第1条に規定する税理士の使命を全うし、将来にわたって国民からより一層信頼される税理士制度を確立するために必要不可欠なものです。

税理士法改正要望のポイント

- ⇒ デジタル・ICTを前提とした税理士制度への変革
- ⇒ 多様な人材の確保と受験者数の減少への対応
- ⇒ 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備

私たちは、令和4年通常国会での税理士法改正の実現を目指しています。



日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

税理士法に関する改正要望書

(令和3年6月23日)

経済・社会の更なるICT化が進展する中、ウィズコロナ・アフターコロナの社会・経済状況を見据え、ICTを前提とした税理士制度への変革が求められている。また、税理士には税理士業務のみならず、公益性の高い業務を担うことも求められている。これら税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応すべく、多様な人材の確保を図るとともに、税理士の資質の一層の向上など国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、次のとおり税理士法の改正を要望する。

I ICT化とウィズコロナ時代への対応

1 税理士の業務のICT化推進の明確化

経済のデジタル化、グローバル化の進展等の環境変化に伴う税理士制度の継続的發展を期するため、電子申告・納税、電子帳簿、マイナポータルの利活用など税理士の業務のICT化の推進を通じて、納税義務者の利便性向上に努めることを明確化すべきである。

2 税務代理における利便の向上

現状、税務代理は「税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること」とされているところ、その範囲に「税務官公署から納税者に対する通知等の受領を代理すること」が含まれることを明確化すべきである。

3 税理士会等の通知等の電子化

税理士会総会等招集通知などについては、書面により行うこととされているところ、電子的に行うことができるよう改正すべきである。

4 電子記録媒体の見直し

税理士法における電子記録媒体が「磁気ディスク」とされているところ、光ディスクその他の媒体が含まれるよう「電磁的記録」に改正すべきである。

5 事務所規定の見直し

税理士業務のICT化や多様化する働き方に対応するため、物理的な設備の状況等のみを判定基準とする税理士事務所の定義を見直すべきである。

II 多様な人材の確保

6 受験資格要件の見直し

多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するため、会計学に属する科目に限り受験資格要件を不要とするなど、要件を緩和すべきである。

III 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備

7 税理士法人の業務範囲拡充

税理士法人の業務範囲について、税理士が法令等に基づき専門的知見を活用して個人として行っている租税教育への講師派遣や成年後見業務などの社会貢献に資する業務等を含めることができるよう改正すべきである。

8 社員税理士の法定脱退事由の整備

現行解釈を明らかにするため、税理士法人における社員税理士の法定脱退事由として、業務停止処分を明記すべきである。

9 税理士法違反行為の時効制度の創設

税理士法違反行為について、税理士懲戒処分等は信用に関わる重大な問題であり、税理士による反論手段を確保するため、税理士法違反行為後10年の税理士懲戒処分が除斥される規定を創設すべきである。

IV その他

10 法33条の2に規定する書面の名称変更及び資産税用の様式制定

書面添付制度の更なる普及促進に資するため、法33条の2に規定する書面の名称について、書面の趣旨を端的に表すものに変更すべきである。また、相続税及び贈与税などに適した複数の様式を制定すべきである。

参考 会則等で措置する項目

- ◎ 会則遵守義務の徹底
所属税理士及び社員税理士の会則遵守義務の履行を徹底できるよう、開業税理士及び税理士法人への指導等、会則等において必要な措置を講じる。
- ◎ 周旋業者の利用に関する指針の整備
日税連・税理士会において納税者の誤導又は誤認のおそれがある誇大広告や比較広告等を禁じている趣旨に鑑み、税理士の品位又は信用を保持するため、税理士の周旋業者の利用に関する指針を設ける。
- ◎ 税理士職業賠償責任保険制度のあり方の検討
税理士業務の高度化・複雑化に伴うリスクの多様化に鑑み、税理士制度の社会的信頼性の更なる向上を図るため、納税者保護と事務所防衛の観点から、全員加入を含む保険制度設計を踏まえた税理士職業賠償責任保険制度のあり方を検討する。